

**介護予防・日常生活支援総合事業  
第1号通所事業(指定相当通所型サービス)利用料金表**

○【基本サービス：指定相当通所型サービス】※田辺市・みなべ町・白浜町・印南町が定める料金に準ずる。

項目			1割負担額	2割負担額	3割負担額
通所型独自サービス費1回数	1回につき	事業対象者又は要支援1 1月の中で4回までのサービスを行った場合	436円	872円	1,308円
通所型独自サービス費2回数	1回につき	事業対象者又は要支援2 1月の中で5回から8回までのサービスを行った場合	447円	894円	1,341円

※上記基本サービス料には送迎代が含まれていますが、送迎を実施していない場合

(ご家族様が送迎を行う等)は、片道47円(1割負担の場合)または94円(2割負担の場合)または141円(3割負担の場合)の減額となります。

○【加算：指定相当通所型サービス】

以下の要件を満たす場合、上記の基本サービスに以下の料金が加算されます。

項目	1割負担額	2割負担額	3割負担額
◎若年性認知症利用者受入加算 ・若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合。	1月につき 240円	1月につき 480円	1月につき 720円
◎サービス提供体制強化加算(I) ・介護福祉士が70%以上配置されていること。 ・勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上配置されていること。 ※上記いずれかに該当すること	事業対象者又は要支援1 1月につき 88円	1月につき 176円	1月につき 264円
事業対象者又は要支援2 1月につき 176円	1月につき 352円	1月につき 528円	
サービス提供体制強化加算(II) 介護福祉士が50%以上配置されていること。	事業対象者又は要支援1 1月につき 72円	1月につき 144円	1月につき 216円
事業対象者又は要支援2 1月につき 144円	1月につき 288円	1月につき 432円	
サービス提供体制強化加算(III) ・介護福祉士が40%以上配置されていること。 ・勤続年数7年以上の職員が30%以上配置されていること。 ※上記いずれかに該当すること	事業対象者又は要支援1 1月につき 24円	1月につき 48円	1月につき 72円
事業対象者又は要支援2 1月につき 48円	1月につき 96円	1月につき 144円	
項目	1割負担額	2割負担額	3割負担額
生活機能向上グループ活動加算 自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者に対し、グループで生活機能の向上を目的とした活動を行うこと。 ※集団的に行われるレクリエーションや創作活動等の機能訓練を実施した場合は算定不可。	1月につき 100円	1月につき 200円	1月につき 300円
生活機能向上連携加算I ・当該事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成すること。	1月につき 100円	1月につき 200円	1月につき 300円
※3月に1回を限度とする			
生活機能向上連携加算II ・当該事業所の理学療法士等が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・医師等が訪問して行う場合に算定 (IとIIは併算定不可)	1月につき 200円	1月につき 400円	1月につき 600円
栄養改善加算 ・当該事業所又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置しており、利用者の栄養状態を利用開始時に把握し管理栄養士等が共同して栄養ケア計画を作成していること。 ・利用者ごとに管理栄養士等が栄養改善サービスを行い必要に応じて居宅を訪問し利用者の栄養状態を定期的に記録し進歩状況を定期的に評価している場合。	1月につき 200円	1月につき 400円	1月につき 600円

項目	1割負担額	2割負担額	3割負担額
栄養アセスメント加算 ・当該事業所又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置しており、利用者ごとに管理栄養士等が共同して栄養アセスメントを実施しその結果を家族又は利用者に説明し相談等に応じた場合。 ・利用者ごとの情報を厚生労働省に提出し、当該情報を活用していること。	1月につき 50円	1月につき 100円	1月につき 150円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) ・当該事業所の職員が、利用者開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ※6月に1回を限度とする。	1回につき 20円	1回につき 40円	1回につき 60円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) ・利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ※6月に1回を限度とする。	1回につき 5円	1回につき 10円	1回につき 15円
口腔機能向上加算(Ⅰ) ・利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、看護職員・介護員その他の職種のものが共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成し口腔機能向上サービスを行っているとともに、定期的に記録をし評価すること。	1月につき 150円	1月につき 300円	1月につき 450円
口腔機能向上加算(Ⅱ) ・口腔機能向上加算(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ※(ⅠとⅡは併算定不可)	1月につき 160円	1月につき 320円	1月につき 480円
科学的介護推進体制加算 ・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ・必要に応じてサービス計画書を見直すなど、サービス提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	1月につき 40円	1月につき 80円	1月につき 120円
◎介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に5.9%を乗じた単位数		
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に4.3%を乗じた単位数		
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数に2.3%を乗じた単位数		
※上記介護職員処遇改善加算については(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれか1つのみ算定可能。			
◎介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に1.2%を乗じた単位数		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に1.0%を乗じた単位数		
※上記介護職員等特定処遇改善加算については(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれか1つのみ算定可能。			
※上記介護職員等特定処遇改善加算については令和1年1月1日より算定を開始致します。			
◎介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に1.1%を乗じた単位数		

※令和6年4月1日時点で、当事業所が取得している加算は◎がついている加算となります。

※上記加算は毎月のご利用者及び職員の状況等により変わることがありますので、ご了承ください。

## ○実費利用料

- ・食事の提供（食費）

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金 1回あたり 660円

- ・日常生活品の購入代金等

オムツ代	: 尿パッド	50円	
	: リハビリパンツ	M 140円	L 150円
	: 紙オムツ	M 130円	L 160円